

「研究会」募集要項

1) 目的

粉体・粉末冶金に関する萌芽的・横断的な研究分野の探索活動および外部団体からの委託による研究活動を推進するため、研究会を設置する。

2) 設置および構成

研究会は、当協会の目的に沿った自主的・期限付きの学術活動を行う組織として、会員2名以上による提案に基づき、設置申請書を作成のうえ提出ください。

○設置申請内容

① 研究会の名称および目的

② 代表者および構成予定メンバー

i) 代表者を1名置く。代表者は研究会の企画・運営および对外報告に責任を持つものとし、研究会設置時に理事会の承認を得て定める。

ii) 当該研究会の趣旨に賛同する会員および必要に応じて外部の有識者をもって構成する。

③ 活動計画および予定期間

i) 分科会とは異なる柔軟な運営形態を認める。研究会は、セミナー、調査研究、委託事業、論文執筆、外部連携などの活動を行うことができる。

ii) 原則として1年以上2年以内の期限付きとする。

④ 成果の報告方法

⑤ 外部委託・連携の有無

3) 公募の締切：2025年12月1日(月)

4) 申請書の提出先：設置申請書を事務局 info@jspm.or.jp へ提出ください。

5) その他活動についての概要

①活動費

i) 原則として支給せず、当該研究会の構成メンバーによる負担、または外部委託団体等からの資金提供により賄うものとする。

ii) 定款第4条に定める協会の事業に関わると認めた活動に限り、研究会代表者の申請に基づいて、必要最小限の費用を支給することができる。

②報告

研究会代表者は、活動期間満了時、もしくは活動の目的を達成したときは、活動報告書を理事会に提出するものとする。

③活動終了、延長および新分科会の設置提案

i) 報告により提出された活動報告書にもとづき、理事会の議を経て活動の終了を承認する。

- ii) 活動期間の延長が必要な場合は、代表者がその理由と延長計画を理事会に申請し、議を経て活動の終了を承認する。
- iii) 成果に基づき、より恒常的な活動が必要と認められる場合は、代表者は分科会設置を総務委員会に申請し、分科会規則第7条第3項に基づき評価委員会の審議を経て、理事会で設置を決定する。